

平成３０年第６回田野畑村議会定例会会議録（第２号）									
招 集 年 月 日		平成３０年１１月２８日							
招 集 の 場 所		田 野 畑 村 役 場							
開 閉 会 日 時		開 会 平成３０年１２月１４日				議 長		工 藤 求	
		閉 会 平成３０年１２月１７日							
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 １０名 欠席 ０名		議席 番号	氏 名		出席 等別	議席 番号	氏 名		出席 等別
		１	大 森 一		出	６	中 村 勝 明		出
		２	畠 山 拓 雄		出	７	鈴 木 隆 昭		出
		３	上 山 明 美		出	８	中 村 芳 正		出
		４	菊 地 大		出	９	佐々木 芳 利		出
		５	上 村 繁 幸		出	１０	工 藤 求		出
会議録署名議員		３	上 山 明 美			４	菊 地 大		
職務のため議場に 出席した者の氏名		事務局 長	工 藤 光 幸		主査	三 上 恵 美			
地 方 自 治 法 第１２１条により 説明のため出席 した者の職氏名		村 長		石 原 弘		教 育 長		相 模 貞 一	
		総 務 課 長 会 計 管 理 者		早 野 円		教 育 次 長		佐々木 修	
		政策推進課長		佐 藤 智 佳					
		生活環境課長 健康福祉課主幹		工 藤 隆 彦					
		地域整備課長		佐々木 卓 男					
		産業振興課長		渡 辺 謙 克					
		総 務 課 主 幹		平 坂 聡		生 活 環 境 課 主 任 主 査		横 山 順 一	
		総 務 課 主 幹		大 森 泉		地 域 整 備 課 主 任 主 査		畠 山 哲	
		総務課主任主査		菊 地 正 次		地 域 整 備 課 主 任 主 査		早 野 和 彦	
		総務課主任主査		佐 藤 和 子		産 業 振 興 課 主 任 主 査		大 澤 健	
		政 策 推 進 課 主 任 主 査		佐々木 賢 司					
		政 策 推 進 課 主 任 主 査		角 舘 尚					
		政 策 推 進 課 主 任 主 査		晴 山 美恵子					
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙議事日程のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

平成30年第6回田野畑村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成30年12月17日（月曜日） 午前10時00分開議

開 議

- 日程第1 報告第1号 一般村道鉄山線道路災害復旧（28災840号）工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 日程第2 議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第3 議案第2号 村道沼袋三沢線日向橋橋梁下部工工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第3号 23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第4号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第5号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（機械設備）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号 平成30年度田野畑村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第10号 平成30年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第1 委員会の閉会中の継続審査の件
- 追加日程第2 議員派遣について

閉 会

◎開議の宣告

○議長【工藤 求君】 ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【工藤 求君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長【工藤 求君】 日程に従い進行します。

日程第1、報告第1号 一般村道鉄山線道路災害復旧（28災840号）工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長【石原 弘君】 報告第1号 一般村道鉄山線道路災害復旧（28災840号）工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について。

報告第1号の一般村道鉄山線道路災害復旧（28災840号）工事の変更請負契約の締結に関する専決処分についてご説明いたします。一般村道鉄山線道路災害復旧（28災840号）の工事について、株式会社佐藤組との間で締結した請負契約の契約金額を設計変更により56万9,160円を減額し、5,582万1,960円とする変更請負契約を専決処分により締結いたしましたので、ご報告いたします。

主な変更内容は、推定岩盤線の変更に伴う基礎コンクリート工及び交通誘導整理員の減工となったものであります。

なお、本工事は平成30年11月30日に完成しているところでございます。

以上です。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

報告第1号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第2、議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 タブレットの6ページをごらんください。議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてご説明いたします。

これは、平成31年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、平成31年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約において所要の整備を行おうとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第3、議案第2号 村道沼袋三沢線日向橋橋梁下部工工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 タブレットの9ページをお願いします。議案第2号 村道沼袋三沢線日向橋橋梁下部工工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成29年11月24日に議会の議決を経た村道沼袋三沢線日向橋橋梁下部工工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、村道沼袋三沢線日向橋橋梁下部工工事。

2、工事場所、田野畑村三沢地内。

3、変更の内容、変更前の契約金額7,560万円、変更後の契約金額7,988万3,280円であります。428万3,280円の増額となっております。

議案第2号の資料の日向橋の橋梁全体一般図がありますが、ごらんください。主な工事概要でございますけれども、橋長が10.8メートル、逆T式の橋台、左右岸のA1、A2橋台2基、それから左右岸の上下流の袖護岸でありますけれども、大型ブロックの施工となっております。

今回の主な増額理由でございますけれども、ちょっと見づらいかもわかりませんが、A2橋台のところの推定岩盤線の変更に伴いまして、構造物を岩着させるため根入れを深くしたことによる増工で、コンクリートの増工。それから、図面にはちょっと見えないのですけれども、A1、A2橋台を施工するに当たり仮設工を計上しているわけですが、当初は大型土のうにて仮排水工を計画しておりました。橋台施工の作業スペースを確保できなかったことにより、排水管、パイの800を2列に布設しまして、その上に敷き鉄板を敷き並べて、安全な作業の確保を図るために仮設の排水溝等々を計上し、増工となったものでございます。工期は平成31年3月末となっております。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村巢合25、氏名、横田建設株式会社、代表取締役、横田雅明。

理由でございますが、村道沼袋三沢線日向橋橋梁下部工工事の変更請負契約を締結しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 鉄筋屋さんの都合で若干次に進めないような状況で、先週の金曜日あたりから鉄筋足場が組み始まっていました。けさの作業は始まっていましたが、これ工期が3月より

延びそうな気がしますが、どれくらい延長を見えていますか。

○議長【工藤 求君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今のお話のとおり、あそこの三沢線の下流側においては通常の道路改良工事なので、それはそのまま元請でやっておりました。そして、今言うとおりの鉄筋工だとか型枠工がどうしてもなかなか手配できない、いない状況だということになってございまして、この間も工程会議等々したのですけれども、その中でようやく鉄筋工が、右岸、A2橋台の下が打たさって、足場が組まさってきたという状況の中ではありますが、どうしてもそういう事情があって終わらないということがあって、これは今現在繰り越している工事なわけですが、工期的には3月31日までを持っておりますが、今の状況をいろいろ調整等しましても、どうしてもそういう事態があって、A1、A2の橋台を施工するに当たってはそのような状況がありますので、これは次の3月というふうなことになるれば、いずれ今は工事のほうは業者のほうには型枠工、鉄筋工も見つかってきましたので、何とか頑張ってもらおうというふうな工程等の打ち合わせはしておりますけれども、今後どのような状況になるかですけれども、どうしても施工なんかも今説明したとおり簡易排水の関係もあるので、難しいことはありますけれども、協議しながら、進めながら、場合によっては繰り越すということになればそのときにはまたよろしく願いしたいなというふうに思っております。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 村道沼袋三沢線日向橋橋梁下部工工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第4、議案第3号 23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 タブレット10ページになります。議案第3号 23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成29年12月11日に議会の議決を経た23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事。

2、工事場所、田野畑村平井賀地内。

3、変更の内容でございます。変更前の契約金額ですが、10億4,272万3,000円、変更後の契約金額11億1,039万4,440円であります。6,767万1,440円の増額となっております。

議案第3号資料の図面をごらんください。この図面の赤色部分が防潮堤の本体工事であります。図面の左側の部分が延長で149.6メートル、図面の右側の部分の延長149.1メートル、防潮堤の本体の全体延長としますと298.7メートルとなっております。

今回の主な増額理由でございますけれども、防潮堤本体及び道路陸閘、次のページにも図面があるのですが、道路陸閘1のくい基礎において、現地での基礎地盤の状況により転石、岩盤等が出てきましたので、これちょっと専門用語になりますけれども、中掘り工法というものが困難になって、ダウンザホールハンマー工法ということに変更しました。

そして、もう一枚の次の図面をごらんください。もう一枚のほうは道路陸閘1という部分の図面になりますけれども、これは図面において左側のほうが海側、右側のほうが山側だというふうに見てもらえればと思います。それで、右下のほうに通常断面があるのですが、鋼管類が3本あります。そして、左側のほうに展開図で、陸閘のところに図面上は7本、数えてみれば左のほうから7本になるのですが、7本あります。これは、ボーリング調査結果によりまして鋼管類を変更しました。当初は岩盤等ということではなくて考えていたのですが、当初18本の本数があったもの、そして今7本列があるのですが、これは6本で断面的には3本、それで18本。今回は地盤の岩盤を見直した結果、7本の配列で3本、要するに21本の数量の変更というふうなことになります。それから、工法的にはダウンザホールハンマー工法ということに変更しました。それからあと、経済情勢というものがありますので、資材等の高騰によりインフレスライドというのが適用されまして、金額を増嵩したというものでございます。工期は平成31年10月末となっております。

4、受注者、陸中建設株式会社・熊谷建設株式会社特定共同企業体、代表者、住所、岩手県宮古市宮町1丁目3番5号、氏名、陸中建設株式会社、代表取締役、伊藤敏。構成員、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之。

理由でございます。23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 調査等々で工法が変更になったわけですが、そのことによって完成の予定には大きく影響するというふうなことはないのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 その部分の完成は延びますが、先ほど言いましたとおり平成31年10月末をもった完成ということになって、防潮堤の完成期限という全体からすれば32年末を予定しておりますので、そういう本体の完成というものを見れば影響はないというふうに思っております。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 社会資本の復旧復興ロードマップを見ると2020年で完成ということになって、31年11月ということであればその範囲内ではとどまるということで、何ら工法が変わっても支障は今のところはないという理解でよろしいですか。

○議長【工藤 求君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 そのとおりです。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 23災第663号平井賀漁港海岸施設（防潮堤）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第5、議案第4号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 タブレットの12ページをごらんください。議案第4号 23災第663号 平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成29年12月11日に議会の議決を経た23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事。

2、工事場所、田野畑村平井賀地内。

3、変更の内容、変更前の契約金額 9 億5,071万4,280円、変更後契約金額10億2,240万3,600円、7,168万9,320円の増額となっております。

議案第4号の図面をごらんください。赤色部分が水門土木工事の施工範囲となっております、左側防潮堤の部分が39.6メートル、そして右側の防潮堤が30メートル、そして真ん中の水門本来の躯体ですけれども、35.5メートル、水門土木工事の全体延長は105.1メートルとなっております。

今回の主な増額理由でございますけれども、2枚目の図面をお開きください。ちょっと図面が見づらいかもしれませんが、左側の展開図、図面、断面、縦断あるのですけれども、これは陸側のほうから海側を見ている図面で、水門が真ん中、そして防潮堤が左側、右側にあるということになります。そして、下のほう、防潮堤の堤体に3本の鋼管ぐいがあるのです。これが海側、中側、山側というふうになってございます。そして、右側のほうの展開図のこの断面を見てもらえば、上のほうで先ほど言った海側のくいというのがこの断面で見る海側のくいのほう、3本あるくいの海側の部分、そして真ん中の中側のくいというのが中間になるということ、そして右側の山側にあるくいというのが右側にある山側のくいというふうな配列になってございます。それで、海側の左側というふうに、これは数えてみればくいが15本あるのです。そして、真ん中には17本、下に18本、合計で50本のくいが左側にあります。

何を言いたいかといいますと、これは赤の部分のくいが当初は16から16.5メートルぐらいのくい長でしたが、平均で17.5メートルになったということの、くいの印の赤で変更になったその長さが平均で17.5メートル。それから、右側のくいのほうは全体で数えてみれば45本あるわけですが、そして当初は16メートルぐらいのくい長が16.4メートルに増工になったという主な理由の、くいの増工というふうなことになります。

あとは、水門工本体の足場、支保工の増工、これから河川切りかえに伴う矢板及び水かえの日

数の増工、あと防潮堤の左右側の施工に伴う、手順に伴う段取り等のために建設機械の搬入回数がふえたというふうなこと、先ほど申しましたが、経済情勢により資材等の高騰によるインフレスライドの金額の増嵩というふうなことになったものでございます。工期は平成32年3月末となっております。

4、受注者、大豊建設株式会社・宮城建設株式会社特定共同企業体。代表者、住所、東京都中央区新川1丁目24番4号、氏名、大豊建設株式会社、代表取締役、大隅健一。上記代理人、住所、宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1番2号、氏名、大豊建設株式会社東北支店、執行役員支店長、尾形則光。構成員、住所、岩手県久慈市新中の橋第4地割35番地の3、氏名、宮城建設株式会社、代表取締役、竹田和正。

理由でございますが、23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（水門土木）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第6、議案第5号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（機械設備）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 タブレットの14ページをごらんください。議案第5号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（機械設備）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求める

ことについてご説明いたします。

平成27年12月17日に議会の議決を経た23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（機械設備）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（機械設備）工事。

2、工事場所、田野畑村平井賀地内。

3、変更の内容、変更前の契約金額3億218万4,000円、変更後の契約金額3億2,444万2,800円、2,225万8,800円の増額となっております。

議案第5号の図面をごらんください。2枚ほどあります。1枚目が平面図、2枚目は詳細の図面になります。それで、赤色の部分なのですけれども、これは平井賀の羅賀トンネルを抜けてきたところの道路陸閘1があります。それから、左側のほうから海岸陸閘の1、それから水門本体の門扉の設備、そして右のほうに行きまして海岸陸閘の2、それから右側のほうに行きまして道路陸閘の2ということで、全体で5設備となっております。次のページというものが詳細の平面図になっておりまして、展開図的に見たものであります。左側から道路陸閘、そして中央に水門の設備がある状況の部分になっています。

今回の主な増額の理由でございますけれども、水門門扉の架設条件等を見直した結果によりまして、大型クレーンが必要となりまして、それに伴う運搬費等も増嵩になったものであります。当初は、これはちょっとクレーンの規格が小さかったということがありますので、そういうクレーンの変更をしたものと。それから、水門門扉、陸閘設備等々の製作設計に係る、本来であれば当初計上すべき技術費というものがあつたのですけれども、この技術費というものが当初未計上であつたがために今回計上したものでございます。工期は平成31年10月末となっております。

4、受注者、住所、宮城県仙台市青葉区大町2丁目8番27号、氏名、日東河川工業株式会社東北営業所、所長、阿部純。

理由でございますが、23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（機械設備）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 この工事そのものについては何もあれですが、これも遠隔操作するわけですよ、陸閘も水門も。今ハイペを通っている光ケーブルから分岐という表現がいいのかどうかわからないのですが、そういう形をとると、新たにまた引くのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 まず、今回これは機械の設備ということでありまして、もう一つ、今3本の議案、もう一本は遠隔操作というものがあります。これは今回は出してはございません案件ですけれども、今回の遠隔操作においては、この展開図を見てもらいたいのですが、道路陸閘の1と2、そして本体の水門というのが遠隔操作になります。そして、海岸陸閘の1と2の部分は、これは常時閉鎖しておるというふうなことから、この3カ所が遠隔操作の対象になっています。

そして、遠隔操作の光ケーブルは、この間ハイペ線のところで大規模な崩落があったわけですが、あれが島越の水門、それから島の沢の水門が今現在通っている、そして今度島越の漁港の水門、そして村の平井賀漁港の水門ということで、3施設の光ケーブルがハイペのところを経由して防災センターのほうに行くというふうなことになってございます。

○議長【工藤 求君】 8番、中村芳正君。

○8番【中村芳正君】 この海岸陸閘の1と2のところ、通常は閉めておくと。前も聞いていたのですが、海岸、船揚場に入るとき、入れるのは南側のほうは道路陸閘2によって行けるわけなのですが、こっちの北側のほうはこれを回って、そして仮にこれから平井賀がこれらの水門設備、防潮堤施設ができ上がれば海水浴にもなると思っています。そういったとき、すごく利用者にとって不便性が感じられると思うのですが、そのことについてはどのように思っていますか。

○議長【工藤 求君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 海岸陸閘の1と2というのは常時閉鎖という、これは1つは防災上の考え方があって、これは協議等々していく必要もあるとは思っていますけれども、いずれ遠隔操作ができないものなので、防災上はとにかく常時閉鎖しておく。それで、海水浴とか何かという話のときには、それをどのように詰めていけばいいかという、そのようなことの処理があるかと思っています。

それから、平井賀のほうのトンネルを抜けたところは道路陸閘1で締め切って、そして今現在山側のほうをおりていく、漁港のほうにおりていくことにしていますけれども、これ今詳細設計等々詰めて、どうしても今は山側のほうから落石等もあるので、それは海岸陸閘1のほうに向けて入ってきたほうがいいのかというふうな考え方も持って、測量調査設計等々しております。それで、漁港のほうにおりていくのはそのような格好で、安全な格好でおりにければなというふうには思っております。

○議長【工藤 求君】 8番、中村芳正君。

○8番【中村芳正君】 いずれ平井賀の防潮堤は直線的に施設が上に延びて、海に対して非常に違和感を感じるような、何となく環境的にちょっとなじめないような部分があるのですが、そういったようなことを解消するとき、平井賀の海岸で海水浴だり、ここで散歩したりするとしても、日

常に北側のほうの羅賀荘側のほうから入るだけでなく、そういったようなことはやっぱり地域の皆さんと相談し、余り開放的でない施設でもあるし、せっかくの海水浴に対しても皆さんに理解されるような利用を考えて、できる限り締め切らないで、必要なときまず閉めると、そうでない場合は開放するようなことを考えていく必要があると思っていますので、今後そういったようなことに留意して進めていただきたいと思います。要望です。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 先ほどの説明で、今回に当初計上していなかった予算をとということがあったと思うのですが、そのことを本来はというものを計上していなかったことによって、この工事に大きく何か影響するとかそういうことはないでしょうか。

○議長【工藤 求君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 大きく影響するので、変更で見たのですが、これはその前段で協議書等々を取り交わしましてやってございますが、中身とすれば技術費というのは、今設備関係なので、設計として発注した設計図書だとかの確認、それから本当にそれが最適設計なのか、あるいは細部の計画だとかという立案等々も含め、それから製品の設計等々の検討を要するものでございます。それらを途中でそういう協議をしながら、そのようなことは設計変更で計上というふうなことを途中でやりながら、今回このような変更をしたということで、重要な技術費でありました。

○3番【上山明美君】 はい、わかりました。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 これらは漁港関係でなく、海岸保全施設関係のものであるという理解でよろしいですか。

○議長【工藤 求君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 平井賀漁港の海岸保全施設です。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 漁港関係はもう100%ということで理解していいですか。

○議長【工藤 求君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 漁港の災害復旧においては、この間机の漁港が継続的に行われてきましたけれども、机漁港の大きい防波堤が完成して、漁港全般は全部完了したということになります。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 海岸門扉ですが、これはどの程度の重さといいますか、例えば開閉には人力だったら何人だったら開閉対応ができるか、その辺教えてください。

○議長【工藤 求君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 これ人力というか、機械で、一部この水門本体の、三鉄にあったワイヤーがあるのですけれども、あそこの中に機械が入ってしまして、基本的には機械で全部上げ下げするというものです。人力というふうなことになっても、そこにはドラムがあるのでしょうか、それは人もそんなに、1人程度でいいのかなというふうには思っておりますけれども。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。
これより採決を行います。この表決は起立によって行います。
議案第5号 23災第663号平井賀漁港海岸施設防潮堤災害復旧（機械設備）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。
したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第7、議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
総務課長。

○総務課長【早野 円君】 タブレットの15ページをごらんください。議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。
これは、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

条例案概要の1ページをごらんください。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案概要。第1、改正案趣旨、岩手県の例に準じ、一般職の職員に適用する給料表、宿日直手当の支給限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正をしようとする事。

第2、改正案内容、(1)、宿日直手当に係る1回の支給限度額を改正すること。(2)、期末手当の支給割合及び勤勉手当の支給率を年間0.1月引き上げること。(3)、一般職の職員の給料表を改正すること。

第3、施行期日等ですが、この条例は平成31年1月1日から施行することです。

議案にお戻り願います。提案理由ですが、岩手県の例に準じ、一般職の職員に適用する給料表、宿日直手当の支給限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 条例案概要については別に何もありませんが、前にも指摘したような気がするのですが、宿直の件なのですが、多分、間違っているかもしれませんが、県下ほとんどどこかに委託しているのではないかと思いますのですが、田野畑村は依然として職員が宿直しているわけですね。職員数もかなり少なくなって、何か聞くとところによると病欠している職員もあるようにも聞いておりますので、職員の負担になっていないかと非常に気になるのですが、それを外部委託するとかという、前にも答弁もらったような気がするのですが、その後何か答弁に変化はありませんか。変わらずですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 この経緯があって、村としても委託方式をさまざま検討しました。要するにグランドデザインもそうですけれども、それと同時にセキュリティ対策をさまざま講じるということも委託には生じてきますので、今グランドデザイン、庁舎建設とあわせて、これはそういう方向でも後々の選択肢になり得ると考えております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 ということは、外部委託するということを今後検討するという理解でよろしいのですか。

あと、そうすればいつごろ……いつごろというものはっきり今答弁いただけるかどうかわかりませんが、もし時期的なことについてもお考えがございましたら聞かせていただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 確定ではなくても、これまでも答弁で庁舎建設交付金制度は32年度と限られているので、それを目途として庁舎建設をするということで、既存の整備に二重に経費をかけないという方針で、そこを目途として実施年度として検討をしてまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 済みません、宿日直に関連して、前に聞いたかもしれないのですが、現在宿直に当たるといえるのか、宿直をする方の人数と、月何回くらいまとまっているのかというのと、同じく日直も担当する方の人数と、月にすれば何回くらい当番に当たっているのかというよ

うなのをわかるのであればお願いしたいと思います。

○議長【工藤 求君】 菊地総務課主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 お答えいたします。

宿直に関しましては、現在28名、うち2名は震災の職員がいますので、その方々は3月までは2名体制ということで、実際は26名で回しております。ということで、月に2回やる方もあるということになっております。日直につきましては、本庁の課長の方、女性の方ということで、10名で現在は回しております。

以上です。

○3番【上山明美君】 はい、ありがとうございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 済みません、職員に関連して、病欠なさっている職員が、先ほども触れましたけれども、いらっしゃるようですが、実際何名ぐらい病欠なさっているのか。多分業務には支障がないと思うのですが、この辺総務課長はどのように判断なされますか。

○議長【工藤 求君】 総務課長。

○総務課長【早野 円君】 今病欠の職員は2名おります。うち1名は一応今月末までで、1名は3月の中ごろまでとなっています。業務に対する支障がないとは言いませんが、ないようにしております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 済みません、ここでも聞いてもいいのかな。このタブレットの件についてなのですが、実は条例案概要の説明資料、これについても3月議会あたりからはタブレットの中に入るの……

(もう入っていますの声あり)

○7番【鈴木隆昭君】 もう入っていますか。ああ、そうですか。これが出ているので、まだ入っていないのかなと思って。入っていましたっけ。失礼しました。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第8、議案第7号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 タブレットの42ページをごらんください。議案第7号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

条例案概要の2ページをごらんください。特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案概要。第1、改正案趣旨、岩手県の例に準じ、特別職の職員の期末手当の支給割合等を改正しようとする事。

第2、改正案内容、期末手当の支給率を年間0.1月引き上げること。

第3、施行期日等、1、この条例は平成31年1月1日から施行する。2、教育長に支給されるべき寒冷地手当は、第3条第2項の規定にかかわらずこれを支給しない。

議案にお戻り願います。提案理由ですが、岩手県の例に準じ、特別職の職員の期末手当の支給割合等を改正しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第 9、議案第 8 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 タブレットの44ページをごらんください。議案第 8 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

条例案概要の 3 ページをごらんください。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案概要。第 1、改正趣旨、岩手県の例に準じ、議会の議員の期末手当の支給割合を改正をしようとする事。

第 2、改正案内容、期末手当の支給率を年間 0.1 月引き上げること。

第 3、施行期日等、この条例は平成 31 年 1 月 1 日から施行すること。

議案にお戻り願います。提案理由ですが、岩手県の例に準じ、議会の議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第 8 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第 10、議案第 9 号 平成 30 年度田野畑村一般会計補正予算（第 7 号）を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 タブレットの46ページをごらんください。議案第9号 平成30年度田野畑村一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、今回歳入歳入それぞれ11億7,325万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,864万4,000円とするものでございます。

タブレットの51ページ、ページ数4ページをごらんください。第2表、継続費ですが、2款総務費、1項総務管理費、事業名、防災行政無線デジタル化整備事業として年割額、平成31年度2億6,080万円、平成32年度2億8,920万円、総額合わせて5億5,000万円を計上しようとするものです。

次のページをごらんください。第3表、債務負担行為補正、1、追加ですが、田野畑村総合バス運行管理業務委託料、期間、平成31年度まで、限度額を4,600万円とするものです。

次のページをごらんください。第4表、地方債補正、1、追加ですが、小学校エアコン設置事業を2,360万円、また中学校エアコン設置事業を2,540万円追加計上するものです。

タブレットの58ページ、ページ数9ページをごらんください。2、歳入ですが、主なものについてご説明いたします。9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、2節特別交付税ですが、特別交付税として1,045万5,000円追加計上しております。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節障害者介護給付費等負担金ですが、障害者自立支援給付費国庫負担金として900万円追加計上しております。

下のほうに参りまして、13款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、1節教育費国庫補助金ですが、東日本大震災復興交付金追加263万6,000円、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金1,488万3,000円、合わせて1,751万9,000円計上しております。

下に参りまして、14款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、3節障害者自立支援給付費県費負担金ですが、障害者自立支援給付費県費負担金として450万円計上しております。

タブレットの60ページ、ページ数11ページをごらんください。17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金ですが、財政調整基金繰入金として10億円計上しております。また、5目東日本大震災復興交付金基金繰入金、1節東日本大震災復興交付金基金繰入金ですが、東日本大震災復興交付金基金繰入金として2,994万5,000円追加計上しております。また、6目東日本大震災津波復興基金市町村交付金基金繰入金、1節東日本大震災津波復興基金市町村交付金基金繰入金ですが、東日本大震災津波復興基金市町村交付金基金繰入金として879万3,000円追加計上しております。

下のほうの18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金ですが、前年度繰越金と

して3,337万4,000円追加計上しております。

次のページをごらんください。19款諸収入、4項雑入、1目雑入、1節雑入ですが、農業者年金業務委託金減額1万7,000円、物件移転補償金追加1,001万1,000円、合わせて999万4,000円計上しております。

次のページをごらんください。3の歳出ですが、10月の人事異動等に係る人件費を除いた主なものについてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金ですが、庁舎及び公共施設整備基金積立金追加からジャクソン・ベイリー基金積立金追加まで、合わせて10億372万2,000円計上しております。

次のページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、19節負担金補助及び交付金ですが、研修会負担金追加2万5,000円、田野畑村震災復興住宅再建単独支援事業補助金追加426万9,000円、合わせて429万4,000円計上しております。

タブレットの65ページ、ページ数16ページをごらんください。3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、20節扶助費ですが、重度心身障害者医療給付費追加100万円、障害者自立支援給付費追加1,800万1,000円、福祉灯油助成扶助費85万円、合わせて1,985万1,000円計上しております。

タブレット68ページ、ページ数19ページをごらんください。6款農林水産業費、3項水産業費、4目漁港建設費、15節工事請負費ですが、平井賀漁港地区防災安全施設避難路整備工事費と平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備他工事費と合わせて4,500万円計上しております。

次のページをごらんください。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、13節委託料ですが、道路除排雪等業務委託料として2,000万円追加計上しております。

次のページをごらんください。8款土木費、3項都市計画費、2目都市計画施設費、13節委託料ですが、思惟エリア（道の駅たのはた）測量調査設計監理委託料追加から松前沢地区コミュニティ広場測量調査設計委託料まで、合わせて1,550万円計上しております。

タブレット75ページ、ページ数23ページをごらんください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料ですが、小学校エアコン設置工事設計監理委託料として215万円を、また15節工事請負費ですが、小学校エアコン設置工事費として2,758万4,000円計上しております。

また、次の10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料ですが、中学校エアコン設置工事設計監理委託料として253万8,000円を、また15節工事請負費ですが、中学校エアコン設置工事費として3,169万8,000円計上しております。

次のページをごらんください。10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、13節委託料ですが、学校給食センター基本設計委託料と、次のページにまたがりませんが、学校給食センター詳細設計・施工監理委託料として1,474万1,000円を減額計上しております。また、工事請負費ですが、学校給食センター整備工事費として8,525万9,000円減額計上、また18節備品購入費ですが、

学校給食センター厨房備品として1億円計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 15分間をめでに休憩します。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時15分）

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を許します。

3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 済みません、小中学校のエアコンの設置のことについて伺います。予算的には、タブレットは72ページ、ページ数では23ページになります。昨今話題になっておりまして、エアコンの設置ということなのですけども、現在エアコンを設置してある部屋が、例えば保健室とかあるのかどうかということと、あと今度エアコンを設置するのは教室だけなのか、あとほかに例えば図書室とか特別教室とかにも設置する予定であるのかどうかについて伺います。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 小中学校のエアコンの整備状況でございますが、小学校、中学校とも保健室とパソコン室には既に設置されております。今回の整備に当たりましては、小学校は普通教室7室、それから校長室、職員室など合わせて小学校は14室を予定しております。中学校にあっては普通教室3室、それから校長室、職員室など合わせて16室を整備予定でございます。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 そうすると、生徒さんも教職員の方もですけども、使用するような部屋には大体エアコンは設置される予定だということで理解してよろしいでしょうか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 よろしいです。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 あと、冷房というか、エアコンに関連してというのも変ですけども、夏とかの暑さ対策はもちろんなのですけども、これから冬場で村のほうはどんどん寒くなるわけですけども、暖房のほうの設備に関してもまず利用する、生徒さんとか教職員の皆さんが利用するところとか、常時いるようなところは暖房のほうも大丈夫、ばっちりだというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 暖房につきましては、小中それぞれFFのストーブがついておりますということになります。今回エアコンの設置につきましては、冷房も暖房もどっちも使えるとい

うものを考えておりますが、ただ暖房のほうは電力の関係から現にあるFFストーブを補完するような出力で考えておりました。

○3番【上山明美君】 はい、わかりました。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 教育委員会にちょっとお聞きしたいのですが、給食センターの場所なのですが、これはもう決定ということで考えていてよろしいですか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 決定でございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 そうですか、決定ですか。

一つ……二、三気になったのは、どうなのでしょう、中学校の敷地が狭くなるわけですね。今後のことを考えて、あの敷地でいいのだろうかというのは、後で何か中学校の施設として必要になるのではないかとということも考えられるような気がしますし、あともう一つは、業者が搬入する車が出入りするわけですね。どっちから出入りするのか、そんなに台数多くないのか、それはわかりませんけれども、近くに児童館もあるわけですので、それなりの搬入方法ということ、台数があるのかなというのもちよっと気にはなりました。というのは、実際私も中学校のほうで仮設で住んでいたわけですが、やはり児童館の前で車の往来が激しくなると児童に危険はないのだろうか心配しながら思っておって、何もなくて、今になって安心しているのですが、そんなに搬入車両も多くないということだろうとは思っただけけれども、多分心配はないのだろうとは思いますが、正面から入る予定なのか、裏のほうから入る予定なのか、その点だけお聞かせをいただければと思います。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 まず、場所につきましては先般お話ししたとおり、できるだけ教育施設は中学校のあたりに集めたいというような形で考えて、校舎の東側、あそこが適当だろうという考えになりました。

次に、入り口ですが、裏側というか、後ろといいますか、校舎の裏を通ることになりますので、児童館の前は通らないで、野球場から入るような形を考えております。野球場から入って、校舎の裏を行ってセンターに入るという形を考えております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 タブレットの67ページで、予算書の18ページなのですが、農林水産業費、第6款に関連をしてお尋ねをしたいわけですが、一般質問で私以外にもかなりの方が公社改革について質問をいたしました。答弁は村長よりいただいたのですが、補正質疑でありますので、担当課長にこの際私はお聞かせをいただきたいわけですが、はっきりした答弁はありませんでした。

今回のように私個人的な質問で恐縮なのですが、一議員として一般質問で締め切りが来るので、必要だから勉強させていただきたい、勉強というよりもむしろ確認させていただきたいという申し出だったわけですが、村長の答弁では通告しながら根拠をたじたわけですが、どうもこういう理由でそういうことについては結果として拒んだという結果になっているわけですが、このことを担当課長としてどんなふう考えているか。あるいは答弁しづらいのであれば村長に改めてお答えをいただきたいですが、改めてご答弁をいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 ただいまの質問にお答えいたします。

一般質問で村長が答弁したとおりの考え方だと担当課長である私も思います。これまでも説明しているとおり、本報告書にはさまざまな商売上の外部に漏れてはいけない事項、一般的な一企業としてもほかに知られてはならない経営上の弱点とか重要事項が含まれております。そういったものについては、これまで2回開催していただいて、私も対応しましたけれども、議会議員全員による勉強会、そういった形ではご対応はできるかと思いますが、個別については、ちょっとその対応についてはなかなか私どものほうでも難しいと判断しているところでございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 村長の答弁よりもはっきりご答弁をいただいて、むしろそのほうがいいわけなのですが、私は納得しなくても、私も議会議員の一員であります、議会として勉強会を持つ場合は個々の対応にも応じるというふうに解釈していいのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 議会としての要請で、議長、副議長から正式な要請があれば、そこで求めるものについての判断がなされるものと思います。現時点ではその判断はできないものと考えております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 村長の答弁よりは前進したように私は勝手な解釈をしているわけなのですが、というのはこれからの質問をよく担当課長も聞いていただきたいわけですが、規約にも書いてあるのです。これまでの調査分析データというのは、私は規約に書いてあるのは経営診断書だと解釈しているのです。それを深い考察を行い、村の産業を牽引する企業体に資する新しい会社の姿にするために、その方向性についてという目的があるのです。深い考察というふうなことを担当課というより村長にも聞きたいわけですが、そのために私は求めているわけなのですが、深い考察についてはどのように考えておりますか。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午前11時26分）

再開（午前 11 時 27 分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 ただいまの質問については、田野畑村産業開発公社改革推進検討委員会の規約についての解釈を求めていると思いますが、これにつきましては役場あるいは担当課のほうで設置したものではありません。会社、産業開発公社のほうで設置し、私も一委員としての嘱託でございますので、この規約の目的の条文の一事項の解釈についてはお答えできません。

○議長【工藤 求君】 6 番、中村勝明君。

○6 番【中村勝明君】 では、やっぱり村長に聞かざるを得ないのですが、これは組織的にも私大分深い議論をやったの質問ですので、ぜひ村長の回答をいただきたいわけですが、平成30年8月24日付、田野畑村長、石原弘さんから田野畑村議会議長、工藤求様ということで文書が議長に來ているのです。ここにも規約に書いてあるような中身で、産業開発公社改革推進検討委員会への議員に対するオブザーバー参加についての通知なわけですが、ここにも……あえてこれ読ませていただきたいわけですが、公社のことですが、「当該法人については抜本的な経営改革を図るため、これまで経営や財務の専門家による調査分析を行ってきました。その結果を検証及び公共性の維持及び収益性確保等の多様な観点から」……やっぱりこの次に言葉があるのです。「深い考察を行い、新たな会社の姿を導き出すことを目的として、当局の指導のもと」、今の産業課長の答弁のとおりなのですが、当局というのは村当局だと思うのです。「村当局の指導のもと、田野畑村産業開発公社内に検討委員会を設置することにしました」。議員に対するオブザーバー参加の依頼なわけですが、文書が続いております。その中には、当委員会の運営や協議内容について、住民への透明性を図る上からも、そのために、その目的で議会からオブザーバー参加依頼をしているわけです。中身をよく理解していただきたいわけですが、おわかりだとは思いますが、「住民への透明性を図る上からも」、ここが大事なのですよ、議員にオブザーバー依頼をしたということは。それについて例えば一般質問で必要なので、確認させていただきたい部分に対して、村長にそれを拒む根拠があるとお考えでしょうか。村長、答えてください、改めて。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 前に答弁したとおりです。

○議長【工藤 求君】 6 番、中村勝明君。

○6 番【中村勝明君】 だめだと言っても見解の相違のようですから、それは村民としっかり相談をして、私なりに考えていきたいと思います。

あとは、私ばかりで公社関係に時間取るわけにはいきませんので、次に質問したいわけですが、産業振興課長から千葉県からの中小企業診断士の委員を含めて、新しい検討委員のメンバーをいただきました。前から指摘している件なのですが、また改めて村長に確認をしたいわけですが、

漁協から検討委員にも公社自体の役員にも、指摘したにもかかわらず役員の補充がなされていないわけですが、理由をお聞かせをいただきたいと思います、改めて。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 この点についても前答えたとおりです。

○議長【工藤 求君】 6 番、中村勝明君。

○6 番【中村勝明君】 テレビで見たのですが、河野太郎の答弁に似てきまして残念なわけですが、前向きに公社を本当によくしたいと、私もそれでも思っているつもりです。そのための質問なのですが、前に答えたとおりという答弁はないでしょう。そのときの答弁では、できる限り早く補充をしますという答弁ではなかったですか。議事録を確認しますか、どうですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 その趣旨でそのとおりとお答えしましたので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 6 番、中村勝明君。

○6 番【中村勝明君】 では、お聞かせをいただきたいと思いますわけですが、きょうは公社は最後の質問にしたいわけですが、前に答えたとおりという答弁を私なりに解釈しますと、努力した経過を説明していただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 人事にかかわることですので、表に出すことと出さざるものというのがあるわけですが、そこらは理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 6 番、中村勝明君。

○6 番【中村勝明君】 ちょっとここで再質問をやめれば、いい人になる可能性もなきにしもあらずなのですが、村民のため、産業開発公社の1 番が指摘したように、住民の理解と合意、ここを前提にするならば、今の答弁はいただけません。村長は漁協から選任されていないという事実を角度を変えて質問しますが、速やかにというのがいつを指すかわからない点もありますが、少なくとも次の定例会、新年度までには補充するとか、そういう答弁はできないわけですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 組織的な問題、人事の問題ですから、そう簡単にできることとできないことがありますので、それは今努力数値として努力するというのは前回のとおりでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 6 番、中村勝明君。

○6 番【中村勝明君】 前回のとおりと、河野太郎大臣の答弁に似ているという、これも私言っているかどうかあれなのですが、少なくとも新年度が始まるまでにはという答弁もできないものですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 求めたいと思うのですけれども、今話したように、これは人の心の問題だったり、いろんなことを加味しているわけですから、限定するということではなく、努力させていただきますので、そのことについてはご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 6 番、中村勝明君。

○6 番【中村勝明君】 同僚議員に譲ってもいいのですが、やっぱりどうなのでしょう、住民の理解と合意、これが大原則ですよ。住民が主人公の村政運営をやっている 2 期目から石原村長は。そういう中で、補充すべきだという考え方は私と同じでしょうか。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 37 分）

再開（午前 11 時 38 分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 私から聞くとすると、議論のすりかえがあると思います。まずは……

○6 番【中村勝明君】 誰が。どっちがすりかえている。

○村長【石原 弘君】 ちょっと冷静に聞いてください。今私発言していますから、冷静になってください。

村民に対して説明することは当然のことです。その姿勢は変わりません。ただし、改革で今いろんな形で議論している、その俎上の中でこれは会社として表に出せないこともあるということを、ただオープンにすればいいという問題ではありませんので、そういった意味で村民に対してこの改革ということは、なぜこの会社がこういうふうになったかということは前も話したように、私として、責任者として説明責任がありますという話はしましたよね、前回。というように、これから向かうため、村民にとってはなぜこういうことになり、経営者として、または議会としてもどのような意見をいただいて、その前にどういうふうに改善していきますかということを、前に進むそういうものをどういうふうに今から創造していくかが我々の力に大事なところだと思いますので、今お話しされた点についてはそこに向かうための前提の手段のところの議論になっているわけですので、我々とすれば村民に対する説明責任はそのステージのところを大事にすることをお話ししているわけなので、その前段の、まだどうにも先が見えない、もしくはある程度方針が出たことを赤裸々に語るときではないという話をしているまででありますので、その姿勢は変わらないと思いますので、そこはステージ、ステージ、今やるべきことは何なのかを我々として大事にしたいということについて、その手段の選択肢についてご理解いただきたいという話だけでありますので、そこらの村民が求めるものは何なのかということをお互い

に確認しながら話をしていただければありがたいなと思います。

○議長【工藤 求君】 6 番、中村勝明君。

○6 番【中村勝明君】 休憩中での村長の発言でありますから、気にしなくてもいいかもしれませんが、でも大事な本会議の場ですから、休憩中でさえ。あえて指摘をしておかなければならないために指摘するのですが、すりかえという言葉が村長の口から出ました。私に言わせますと、どっちがすりかえているかという感じを持っています。というのは、私が質問したのは単純なですよ。漁協から選任されていないことについてのおかしいという認識は私と同じかと聞いたのです。どうでしょうか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 前もお話ししたとおりでありますので、そのことについてご意見に対して努力させていただきたいということであります。

○議長【工藤 求君】 1 番、大森一君。

○1 番【大森 一君】 6 番議員の、私はちょっと聞き漏らしたのですが、質問するときあたし67ページと言いましたが、違いましたか、最初の質問。67のこの補正予算のどこに今の問題と関係があるのですか。これ説明願いたいと思います。補正予算であればその事業に対しての質問をやるのが、私は議員としてそういうふうに理解しているのですが、公社の問題が今の農林水産業費の関係でどこに関連があつて、それで議事が進んでいるというのを私には不思議で考えられない。そういうのであれば、補正予算で提出されているものに全部関連して、絡めて質問するというようなのが、これ議会として認めてもいいものかどうか。前にも私は指摘してあるのですが、どういふものなのでしょうかね。

(そこで議論すべきことじゃないの声あり)

○1 番【大森 一君】 いや、そういうのに書いてあるから、議長にどうでしょうかという話をして

いる。

○議長【工藤 求君】 議長としては、広い意味での産業振興の質問だと思って聞いております。

○6 番【中村勝明君】 私もそう思って質問しています。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 9 番、佐々木芳利君。

○9 番【佐々木芳利君】 先ほど来議論を聞かせていただきました。やはりまず我々も気をつけなければならないのですが、当局においても経営検討委員会の場の議論と議会の場の議論は土俵が違うのではないと思うのですよね。その辺はある一定の議題といいますか、議論の内容においても何らかの線引きがあつてしかるべきかなと思います、私は。その点はいかがでしょうか。答弁を求めるものでもないのですが。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 そのことも含めて公社を主軸とした改革でありますので、そこに対して議会のほうで委員構成のこととかその内容についてというのを、私はステージではないと思うので、お話ししたところでありますので、その点について議会が第三セクターといえども、経営権の執行に関するもの等について言える部分と言えない部分があると思いますので、そこらの配慮をした上で質問いただければありがたいという意味も含めて話をしていることであり、関連ということについてはやっぱり一定の配慮があるべきだろうと。前からの議会でもそうなのですから、関連という言葉がどういう意味なのか私もこれまでもよく理解できておりませんので、このことも村民からすれば何の関連なのか、何の議論なのかということ注視しているのが求める、私は有権者としての意見もしくは目線だと思っておりますので、それを履行した形で我々もやっていかなければならないことをしっかり考えていかなければならない、または考えてほしいという趣旨でご答弁をしたところでありますので、ご理解くださいと改めてお願いしたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 なかなか議論するのは難しくなってきたなと思いながら聞いていたのですが、予算書の21ページ、13節委託料の仮設店舗案内看板設置業務委託料に関連してお聞きいたします。今工事が始まっているようですが、国道からちょっと道の駅、産直施設が入るわけですので、誘客に難はありはしないかなという心配をして見ておったのですが、看板もそのとおりであります、誘導する方策等々、何か検討しておりましたらご披瀝をいただければと思いますが。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 この件についてもグランドデザインのときに国道の取り付け、仮道路を設置するなどの説明をして、それに向けて対応するという話をしておったわけで、今回具体的に看板という話になりましたので、ここについては方針は話ししてきたつもりですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 ではなくて、国道から離れて、ちょっとお客さんが行きづらい環境になるので、結局お客さんが減ってしまえば、せっかく一生懸命出してくれている人たちも大変だろうから、何とか誘導する方策はないのかということをお聞きしているので、グランドデザインとは関係ない話です。今度移る仮の道の駅のことについて今お話をしているわけですので、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 そのことでグランドデザインの中の一つとして今の店が当たるので、国道の事業者と相談をして、そういうことがないように事業者等々ともさまざまな形で協議をしておりますということで話を、ここに具体的に予算に至ったということでありますので、このことについてはこれまでの全員協議会及び議会等で回答して、その内容をさらに充実させるために補

正を出したということ、ひいては説明してきましたので、その旨をご理解いただければと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 それというのは、それこそすりかえという言葉は余り使いたくないですが、そうですかね。そんなに難しく答弁いただくような中身ではないと思うのです。今あるところから、国道から離れるわけなので、お客さんが入りづらい環境になるので、それを何とか解消する方策をお考えになったらどうですかという、ただ単純にそれだけですので、なければ別にそれは構いませんので、要望にかえます。何とか産直施設等々を利用するお客さんが減らないようにご努力をいただきたいと思います。

次に、予算書で言えば22ページなのですが、津波避難誘導施設整備工事に関連してお聞きいたしますが、島の沢地区で津波避難道が今計画されていると思いますが、進捗状況をお知らせいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 ただいまの質問にお答えいたします。

津波避難誘導施設等整備事業につきましては、復興交付金の採択が決まりまして、復興交付金事業で測量調査から始めることとなっております。それで、22ページのこの委託料と工事請負費の追加でございますけれども、これは復興交付金で採択にならなかった部分につきまして今年度の補正予算で追加分を計上させていただきたい……

(いや、それ聞いているのでは……の声あり)

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午前11時50分）

再開（午前11時51分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 今現在の進捗でございますが、復興交付金事業での変更がようやく認められましたので、事業として発注できる状況になりましたので、測量設計から始めているというところでございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 まあいいや、それでは後でお聞きします。

それと、予算書の19ページの水産業費の公有財産購入費、説明は羅賀東団地土地購入費19万ちょっとの予算になっていますが、これちょっと説明を求めたいと思います。

それと、同じ19ページの商工費の報償費37万8,000円、インストラクター養成研修会講師謝金

となっていますが、これについても説明を求めたいと思います。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

まず初めに、羅賀東団地の土地購入費の件でございますが、被災された方々、自力再建の方々、全て土地購入されたわけなのですが、当初契約書では5年以内に住宅を建てることということで契約させていただいておりますが、1名の方が生活の経済上でもう建てれないという判断をいたしまして、当局、村のほうに申し出がありました。それに伴う返還金ということで、買い戻すという費用でございます。

それから、その下の体験型観光ガイドインストラクター養成研修会講師謝金、これにつきましては来年度三陸鉄道の一貫運行、それから三陸防災復興プロジェクト、ラグビーワールドカップ等々、ビッグイベントが控えてございます。このたびこの冬のシーズンを機会に捉えまして、体験型観光のガイドについて再度振り返りとスキルアップを図ってまいりたいというものでございます。観光ガイドのみならず、たくさんのお客さんが来られると想定されますので、村内の観光者、商工関係者等々の集会にもしていきたいと思っております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 了解いたしました。漁業公社の議論から、なかなか関連というあり方について、我々先ほどの議論を聞いていますと、非常に議員の質問を制約されたような感じを受けて聞いております。

それはそれとして、関連して今の体験型観光ガイドインストラクター云々かんぬんについての、それに関連しようとするわけですが、村のフェイスブックの件について村内外の人からいろいろ指摘をいただくもので、ぜひご協議というか、答弁をいただきたいのですが。私もしょっちゅう間違っただけありますので、余り人のことは言えないのですが、どうも誤字脱字、活字変換のミスが多いという指摘があって、チェック体制はどうなっているのだというのをいろいろ聞かれたものですから、チェック体制についてちょっとお聞きしたいわけなのですが。

あと、どうなのでしょう、なかなかこれも難しいのですが、個人の名前を間違えたりとか役職を間違えて載せるという、これも大変相手に失礼な、そんな状況の載り方している部分もあるのです。言われたのは、例に言えば吉村昭先生の字が間違えているとか、あと増田寛也さんの大臣の役職名が総務大根と打っていると。いや、これでは……村の公式のやつだと思いますので、そういうのがあっては相手にも失礼だろうと思いますし、一番気になっているのは個人の名刺をアップしたというのがあるよという、しかも個人の携帯番号が載っているやつをアップしているという、削除はされたようではありますが、そういうのというのはやっぱり気をつけなければならないと思うのです。

あともう一つ、卒園式だったかな。子供たちの卒園式のあれが大きく出ているのですけれども、

最近子供たちが事件に巻き込まれるケースが多々あるので、そういうのというのを載せるということに関しては何も法的に問題はないものですか。チェック体制と、そういうのを載せることに
関して問題はあるのかないか、ちょっとそこら辺をご説明をいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 チェック体制については情報のほうでチェックするようにしていますが、それが外れたときもあると思いますけれども、今言った点については注意しながら、いわゆる肖像権の問題についてはさまざま上で検討をしなければならない部分があると思いますので、その点についてはご意見を賜りながら再度検討をしてみたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7 番、鈴木隆昭君。

○7 番【鈴木隆昭君】 関連にお答えいただきまして、ありがとうございます。関連で答弁できないと返ってくるのかなと思って、はらはらして聞いていたのですが、ありがとうございます。いずれ、例えば私個人が出すのであれば、それは私個人の責任でいいわけですが、ただ村として出すわけですので、今のネット社会でいえば全世界に発信されているわけですので、やはりそこら辺についてはきっちり、誤字脱字はあってしかるべきとは思わないのですが、そんなにあってはやっぱり好ましくない、できればしっかりしたチェック体制をとって載せるべきというように思いますので、ひとつこれは要望にかえておきたいと思いますが。チェック体制というのはそもそも政策推進課の担当ですか。その担当課だけをお知らせください。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

村のフェイスブックですが、2 種類ございます。今お話を聞いているだけでちょっと混乱されている方もいると思いますが、村の公式フェイスブック、これが1つ、それから村長の個人管理でやっているものと2つございます。村の公式フェイスブックは政策推進課の職員数名が管理しておりまして、掲載等をやっております。もう一つの村長のほうのフェイスブックに関しては、これは個人の掲載というものでございますので、村長に管理をお願いしております。

○議長【工藤 求君】 7 番、鈴木隆昭君。

○7 番【鈴木隆昭君】 ああ、そうか。私は1本かと思っていましたものですから、2つに分かれているわけ。ああ、なるほど、そういうことだったのですか。では、私指摘したというのはどっちのほうかな。村長個人のほうかな……済みません、いずれ発信には十分気をつけて発信をしていただきたいと思います。これ要望にとどめます。

○議長【工藤 求君】 昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午後 零時00分）

再開（午後 零時58分）

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を許します。

3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 タブレットの68で、ページは19になります。商工費の工事請負費のところの観光振興施設修繕ということで、全員協議会でも説明のあった羅賀荘の屋根の部分の修繕なのかなと思いますけれども、この場でもちょっと何点か質問しましたけれども、今の雨漏りの状況について教えていただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

ことし雨漏り修繕工事をさせていただいておりました。秋の台風が2つほど今年度接近いたしまして、それまでに屋上の工事を終わっておった状況ではございますが、上層部、10、9、8、7ぐらいまでの階層については雨漏りは全てとまりました。一方で、この台風の通過後に下層部、4、5、6の一部窓枠等からにじみ出し程度の雨漏りが9カ所実は確認されました。その関連で今回補正を出させていただいたところでございます。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 今度のやつと前のやつの修繕費の部分について予算をというときに、いろいろ動画等で雨漏りの状況とか見たわけですが、今聞いた中で特に暴風雨とかそういうのとか、雨の種類とか天候もあると思うのですけれども、お客様に宿泊していただくのに本当に影響がないような状態で推移しているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 これまで話をしてきたとおりでして、お客さんの見込みによってはできるだけそういう危険性が強いところの部屋は使わないようにしたり、いろんな工夫をしております。ただし、今言ったように吹き上げによる等を含めた窓枠からのにじみ出しということは、これは否めないところでありますので、追加的に調査しながらその対応に当たっていかねばならない実態というのは変わってございませんので、今後も検討していかねばならないと思います。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 ありがとうございます。全員協議会の場合でも出ましたところですが、困って雨漏りのところの修繕が終わって、雨漏りが直ったからそれでよいということではなくて、やっぱり今後維持管理とか並行して考えていかねばならないもの、留意しなければならないものがあるということで、その点についてはあわせてよろしくお願いしたいと思います。

次のページのタブレットの69ページで、ページ数は20なのですが、商工費のところの観光望遠鏡というのがあるのですが、このことについて設置場所とか、どのようなものなのかについてちょっと教えてください。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

前回の12月議会でも話題に上がったところではございますが、現在設置されているのは実は壊れておりまして、テレビ報道もちょっとされてしまったという残念なことがございましたが、場所については環境省との協議で現在のところに建てかえというような形になります。物につきましては、実を申しますと現在の望遠鏡をつくっていただいた会社が既になくなっている状況がございまして、少し全国的な調査をしていただいたところですが、何とか見つかりそうなところが県内の業者を通じてございまして、大体今のものと似通ったものにはなるのですが、反射式望遠鏡といいますか、もう少し薄型の望遠鏡、倍率にすれば30倍程度の、自動調整のきいているものというようなことでございます。これが受注生産なものですから、少し設置までには時間がかかるかと思います。今のところゴールデンウィークまでには何とか頑張りたいと思っております。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 ありがとうございます。この前孫たちが観光に来たときに壊れていて、非常に何か残念だというか、楽しみにしていた部分もあるので、今度はさらに遠くまで見えるようなのが来て、楽しみになったのかなと思うし、できるだけ頑張って、ゴールデンウィークにはということで、今度は壊れているのではなくて、直ってこんなに見えるというのをぜひ発信していただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 2番、畠山拓雄君。

○2番【畠山拓雄君】 タブレットの65ページ、20節扶助費の福祉灯油助成扶助費というのがありますけれども、これの対象になる人というのはどういう人なのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

これ昨年度もやっておりますが、先週県議会のほうを通ったということで、今回村でも予算を上げているわけですが、対象としては去年と変わらず、70歳以上の独居高齢者世帯ということになっておりまして、あと課税状況で課税されていない方ということになっております。あとは身障手帳、療育手帳、障害者福祉手帳とかを持っている方、あとは生活保護世帯ということになっております。

○議長【工藤 求君】 2番、畠山拓雄君。

○2番【畠山拓雄君】 先ごろの岩手日報に載っていたのですけれども、宮古市のひとり親世帯を対象にしたアンケートをとりまして、ひとり親世帯が非常に生活が貧窮している、困窮しているという記事が載っておりますけれども、宮古市ではひとり親世帯に少し手助けをしていくような旨の記事が載っておりますけれども、田野畑村でもひとり親が結構おります。ぜひひとり親世帯にも少し目を向けてもらって、福祉灯油の世帯に加えてくれるようお願いできないものかど

うか、検討してみる価値があると思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 政策会議や個別課長会議の中でも、政策として進めるための素地をアンケート及び個別的なものでしっかり調査した上でということで指示をしておりますけれども、今議員がおっしゃったとおりで、そういう問題点が全体としての課題になり得る、行政としての対策が必要だと判断した場合には、ご意見を参考としてさまざま検討してまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 6 番、中村勝明君。

○6 番【中村勝明君】 予算書の17ページ、タブレットの66ページなのですが、広域入所、一般質問でも若干触れたのですが、この委託料68万1,000円、これの委託内容をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

広域入所で予算を出しているものですが、ちょっと家庭の事情もありますのであれですが、ほかにいて戻ってこられた方、その方が前のところに入所させたいということで、住所はこちらにきましたが、村外で入所して続けているということになります。

○議長【工藤 求君】 6 番、中村勝明君。

○6 番【中村勝明君】 補正額68万というのが高いか低いか、何とも言えないと思うのですが、この広域補正そのものは何名でしょうか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えします。1 名になります。

○議長【工藤 求君】 3 番、上山明美さん。

○3 番【上山明美君】 同じページの、タブレットは66で、ページ数11になります。4の衛生費の自殺対策計画策定協議会委員の報酬についてなのですが、名称のとおりかなと思うのですが、この協議会の内容というのですか、どういうことをどのように話し合うのかということと、委員はどのような方で、人数は何人になるのかを教えてください。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

まずは、自殺対策計画策定協議会というところですが、今年度までに各市町村、各自治体がつくらなければならない、法律で決められた計画になります。田野畑では、田野畑村みんなで支えるところの健康推進本部というのを立ち上げまして、名前も自殺対策とは言わずにこういった名前を使いたいと考えておりまして、本部長は村長で、村の担当課長たちが本部会議の委員になりまして、あとはネットワーク会議ということで各課から1名ずつ推薦してもらった人たちで計画をまず練ります。そして、策定協議会の委員ですが、要綱で定めていまして、ちょ

っと人数が十何人だったと思うのですが、村内の各産業団体だったり福祉団体であったり、あとは人権にかかわるところでしたりというところからの委員を出していただいて、その方から年明けにまず第1回目をやろうと思ってしまして、今庁内取りまとめ中でございます。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 このとおりの協議会とか名前ではなくて、こころの推進という感じだと思うのですけれども、また震災の後から着々と事業等々は進行しているような感じなのですけれども、これは県下全般ですけれども、心の健康とか問題ということがありまして、岩手県は秋田県と自殺死亡率の1位、2位を争っているというか、変なところでやっているような感じなので、これからやっぱり物の復興のほかに心の復興とかというの、支えるということも大切になってくると思うので、自殺というようなことに限らず、心ということを全体が捉えて、練る分は練る分ということになるのですけれども、ネットワークとかより細かい分はもっともっと裾野を広げて、いろいろな方の意見を聞いて、本当に実りのあるような計画にさせていただくよう、よろしくお願いいたします。要望です。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 ちょっと2点確認させていただきたいのですが、歳入の繰越金3,300万余り計上されているのですが、前年度繰越金、これはもう確定なのですか、まだ確定ではないのか、それをお聞きいたしたいのと。

タブレットで言えば71ページなのですが、教育費の報償費の、説明あったかもしれません。公営塾指導講師謝金減額190万、この原因について説明を求めたいと思います。

以上です。

○議長【工藤 求君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 お答えいたします。

繰越金でございますが、今回3,000万ぐらい計上しまして、補正後の額が4億2,001万2,000円ということになって、まだこれ留保しているものがありまして、留保額が1,265万7,000円ということで、まだこれは留保しておいてあります。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 タブレットで71ページの報償費190万の減でございますが、当初の予算は200万でございます。この予算は夏、冬の公営塾の講師謝金として計上したところなのですが、夏のほうはとりあえず自分たちでといいますか、ボランティアでやりまして、講師を呼ばなかったということがありました。冬にあっては募集したところ、村内出身の大学生の方が1名応募していただきましたので、その方の分10万円を残して、190万を減額したいという形でございます。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1 番【大森 一君】 タブレットの60ページ、庁舎及び公共施設整備基金のことについて伺いますが、財政調整基金が15億8,000万円、これの使途の明確化と規模の適正化を図るため積みかえをすると、公共施設整備基金に積み立てに入るのだという話がありましたが、財政調整基金の15億8,000万円というのは近隣の町村と比べても私は高いものだと理解しているのですが、例えば普代とか岩泉ではどれぐらいの財政調整基金の積み立てになっているか、わかっておったらお知らせを願いたいです。

それともう一つは、公共施設整備基金積立金も近隣ではどれぐらいの額になっているかもお知らせ願えれば大変ありがたいなと思います。

○議長【工藤 求君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 お答えいたします。

まず、近隣の状況でございますが、ちょっと手元に資料がないので、後でお答えしたいと思いますが、規模については田野畑村の財政調整基金なのですけれども、今30年度末の見込みで13億7,000万ほどということになっていきますけれども、国のほうで基準ではないですけれども、これぐらい積んでおいたほうが良いというようなのは標準財政規模の10％と言われております。村のほうでは標準財政規模の20％を目標に積んでいまして、おおよそ4億5,000万円くらい、残りは大体8億から9億ありますけれども、これは羅賀荘のほうの損失補償をしていますけれども、残高が6億ぐらいあると、それからサンマッシュのほうでも8,500万くらい損失補償というのを、債務が残っているということで、リスク回避のためにこれは財調のほうに置いているということになります。

○議長【工藤 求君】 1 番、大森一君。

○1 番【大森 一君】 ちょっと年度を忘れたので、私は言いませんでしたけれども、普代村は財調が10億9,000万余り、岩泉町が8億4,000万余りということになっております。これ年度がはっきりしないので、はっきりしたことは言いませんでしたが、昔であれば50億とかそういうようなのがたくさんあったのです、県下でも。それが指導があったりして、やや同じ並びぐらいになってきておるかなと思うのですが、やはり羅賀荘の問題を抱えておるので、きちんとしたものは蓄えておかなければ、いざといったときに村の財政に大きな影響を与えるおそれがあるのです。それはそれでよしと。ただ、国のほうでは地方自治体が金を持ち過ぎているという、それから取ってやろうかというような、交付税なんかもそういうのを見ても配分がなされるような方向にあると聞いているものですから、これを上手にやってほしいなと、そういう点を十分に考慮に入れていると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長【工藤 求君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 お答えします。

今回10億円を移しかえるというか、組みかえる予算のほうで出していただきましたけれども、

まさに国のほうでもそのような財源削減論といますか、そういったことが議論されているようですので、きちんと使途がもう決まっているものとかについてはそれぞれの目的を持った基金のほうに移しかえたいというような趣旨でのご提案でございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 1点だけお聞かせをいただきたいと思います。教育委員会のほうなのですが、今度小中学校にエアコン設置、これから電気料というのはやはりかかるものだろうなというのは、多分これ自体無理なのかなと思いつつ聞いているのですが、今太陽光発電しているわけですが、その範囲で賄えるのかどうか。できれば賄えるぐらいであれば大変いいのかなというような気がします。いかがですか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 いわゆるランニングコストについてはちょっとまだ把握はしていないところですが、大きい規模になるとキュービクルの交換とかが出てきますので、できるだけそれがないようにつけていきたいなというふうには考えております。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 12日の議員全員協議会で学校給食センター、15節の工事費から18節の備品購入費に変えた場合、経費の節減を図るという説明がありましたが、私が見ると今度の補正のを見ると同額ではないかなと捉えているのですが、間違いでしょうか、私の捉え。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 具体的な効果は入札をした後に出てくるということで、今補助金の絡みもあるので、事業自体は変えたくないというところもあります。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 多分そうだろうと思ったのですが、これからの経費節減につながるということですね。特に即今こういうような経費の節減ではなくて、将来を見越した場合には経費節減に大きくつながりますよという捉えでいいですか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 将来と申しますか、実際に整備するに当たって、工事請負費にやってしまうと共通仮設費であるとか現場経費であるとか、それがもろに計数でかかってくると。ただ、実際に設置することになるのは工場で完成品を持ってきて、現場の施工は少ないということです。ので、何件か給食センターをつくったところに聞いてみたのですけれども、70%くらいは備品のほうで見ていましたというようなことがあります。うちのほうでも経費を削減したいので、備品費のほうに組みかえをしたいというようなところでございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 いろいろ質疑をやりまして、ご迷惑をかけたかなという部分もあるのですが、

公社を最後に確認をしたいと思いますので、質問させていただきたいと思います。人的体制はどうかという質問を一般質問でやったら、恐らく同僚議員との兼ね合いもあって、私のその質問に対しては具体的な答弁がありませんでした。それを今村長にお聞かせをいただきたいです。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 私自身としてもそうなのですが、今回の改革するということで、検討委員会の中でも鉄は熱いうちに打たなければならない、それは計画ありきではなくて、それをやる人の体制をも含めたことを考えていくということが経営なのだというご意見もいただきましたし、議員の発言もそのとおりだと思いますので、人的体制についても体制を整えて履行していくということは肝要な部分かなと思っております。

○議長【工藤 求君】 6 番、中村勝明君。

○6 番【中村勝明君】 基本的にそういう考えで進めてほしいなというふうに思います。

あとは、担当課長に確認の意味を含めてお聞かせをいただきたいわけですが、私の覚えている範囲では、これまで検討委員会は1回開催されたというふうに理解しているわけですが、これから何回、今度開催する予定であるか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 お答えいたします。

これまでにについては、今質問内容にありましたとおり1回の開催です。以降については、今年度もう一回ほど予定しているということでした。あと、今年度で改革が終わるわけではないので、以降については適宜、1回1回の会議の締めくくり方によっても違うと思いますが、適宜続けられるものと考えています。

○議長【工藤 求君】 6 番、中村勝明君。

○6 番【中村勝明君】 いろいろ質疑を私自身もやりまして、検討委員の中に私もオブザーバーという名簿をいただいております、可能であれば積極的にオブザーバー参加をしていただきたいなというふうに考えております。

ただ、参加するに当たっては、なかなか私も蛍光灯なものですから、本当に経営診断書を自分のものにしたいという考えがあるわけです。専門家の経営診断でありますから、それを自分のものにして検討委員会に臨んだ方が自分自身もいいし、傲慢な話をさせていただければ全体の要求というふうに考えておまして、いろいろ質疑があったのですが、少なくともこれからは議会としても勉強会は責任ある議長、副議長に任せておりますので、具体的な要請等については議長とじっくり相談をして要請していきますので、どうぞそのご配慮をお願いしておきたいと思います。

以上、これは答弁は要りません。要請です。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第9号 平成30年度田野畑村一般会計補正予算（第7号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第11、議案第10号 平成30年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 タブレットの86ページをごらんください。議案第10号 平成30年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、保険事業勘定は今回歳入歳出それぞれ46万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億852万2,000円とし、介護サービス事業勘定は今回歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,260万5,000円とするものでございます。

タブレットの96ページ、ページ数5ページをごらんください。まず、保険事業勘定の歳入ですが、主に人件費に係る補正ですので、省略させていただきます。

次のページをごらんください。3、歳出ですが、真ん中の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、7目居宅介護福祉用具給付費、19節負担金補助及び交付金ですが、居宅介護福祉用具購入費として10万円を追加、また8目居宅介護住宅改修給付費、19節負担金補助及び交付金ですが、居宅介護住宅改修費として40万円追加計上しております。

次の3款地域支援事業費、3項地域包括支援事業・任意事業費、3目在宅医療・介護連携推進事業費、13節委託料ですが、宮古地域医療情報ネットワーク協議会委託料として59万6,000円減額計上しております。

タブレットの116ページ、ページ数18ページをごらんください。介護サービス事業勘定の歳入ですが、1款支援事業収入、1項介護予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入、1節介護予防サービス計画費収入ですが、介護予防サービス計画費収入として5万1,000円追加計上

しております。

次の２款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、１節一般会計繰入金ですが、一般会計繰入金として14万9,000円追加計上しております。

次のページをごらんください。３の歳出、２款支援事業費、１項介護予防支援事業給付費、１目介護予防支援事業費、13節委託料ですが、予防プラン作成委託料として20万円追加計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

３番、上山明美さん。

○３番【上山明美君】 タブレット98で、ページは７ページです。地域支援事業費の中の認知症初期集中支援チーム嘱託医というのがあるのですが、この嘱託医でまず誰であるかということ、どのようなことをするのかということについて伺います。

○議長【工藤 求君】 横山生活環境課主任主査。

○生活環境課主任主査【横山順一君】 お答えいたします。

済みません、相手方の医療機関なのですが、医療機関は三陸病院さん……

(聞こえませんがの声あり)

○生活環境課主任主査【横山順一君】 お答えいたします。嘱託先は三陸病院となっております。

以上です。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 嘱託医は今お答えのとおりです。どのようにやっているかですが、認知症の初期集中支援チームというのは一定の研修を受けた医療と介護、複数の専門家で専門医が加わって、それをチームとなって包括的、集中的に在宅の認知症の方、認知症が疑われる方の支援を行っていくというチームになっています。

○議長【工藤 求君】 ３番、上山明美さん。

○３番【上山明美君】 ありがとうございます。田野畑村だけではなくて、認知症ということがちょっと問題になっているのですが、こういうチームもあって、村の包括のほうでも結構認知症についてはいろいろな取り組みをしているところなのですが、困ったらどこに相談するか、どうしたらいいかというのもだんだんわかってきたところではありますけれども、さらにこういう機関があるし、認知症とかそのほかの介護のことでも、困ったらまずそこにというふうな周知についてもう一度しっかりやっていただきたいなという気持ちがあるので、それを要望します。特に回答は要らないです。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第10号 平成30年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩（午後 1時35分）

再開（午後 1時36分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

◎委員会の閉会中の継続審査の件

○議長【工藤 求君】 追加日程第1、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務教育民生常任委員長から、目下委員会において審査中の事件、請願第1号について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長【工藤 求君】 お諮りいたします。

日程第2、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣一覧表のとおり、次期定例会までに予定されております各種会議、研修会等に本議会の議員を派遣することとし、また議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合、その都度議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

したがって、各種会議、研修会等への議員の派遣についてはそのように決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長【工藤 求君】 以上で本定例会に付された事件は全て議了いたしました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

平成30年第6回田野畑村議会定例会を閉会といたします。

(午後 1時38分)